

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

賞与の時期が近づいてきました

冬の賞与の時期が近づいてきました。賞与支払いの際に注意することをまとめてみましたので、支払い前に一度確認してみてください。

★賞与から控除するもの



雇用保険料	毎月の給与と同様に、支給総額に保険料率を掛けた額を控除します。		
社会保険料	支給総額の千円未満を切り捨てた額に健康保険料率、厚生年金保険料率を掛けた額を控除します。		
	※介護保険料	…介護保険料も同様に料率を掛けて計算します。 12月で40歳になる方は12月支給の賞与からも控除します。	
	※12月退職者 (支給月に退職)	…社会保険料は資格喪失日の属する月は控除しません。退職日によって保険料控除の有無が異なりますので注意が必要です。(下表参照)	
		退職日	12月20日 (月の途中で退職)
	資格喪失日	12月21日	1月1日
	保険料	控除しない	控除する
所得税	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を基に計算します。		

★賞与支払届の提出

社会保険に加入している被保険者に支給する賞与についても、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することとなっています。賞与を支給した場合には、「被保険者賞与支払届」の提出により支給額等を届出します。これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者(従業員)が受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切に届出を行いましょ。 【厚生労働省より】

勤務時間全面喫煙についての判例

勤務中の喫煙禁止は可能?…会社としては、社員の健康推進や社員間のトラブル防止のために就業規則において勤務中の喫煙を禁止することができます。

喫煙することは、憲法13条が定める幸福追求権に含まれ、これと抵触するとも考えられます。しかし、過去の判例は、「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一つに含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。」としています(最高裁判所大法廷昭和45年9月16日判決)。

つまり、会社が上記のように定める規則による場合、喫煙を一定程度制限できることもあります。

休憩中も喫煙を禁止することはできるのでしょうか?…労働基準法34条3項には「使用者は…休憩時間を自由に利用させなければならない」と定めています。そして、この休憩時間は、労働者が権利として労働から離れることが保障されていなければならないとされています。原則、休憩時間は勤務中とは言えないため、喫煙を禁止させるということまでは難しいといえるでしょう。しかし、休憩時間であってもオフィス内において喫煙を禁止する措置をすることは例外的に社員の健康推進のためといえるので可能といえます。

喫煙行為は、息抜きで行われるとともに、コミュニケーションの一つとして行われる場合も少なくないと思われます。仮に、就業規則を変更する場合、「労働者の受ける不利益の程度」「労働条件の変更の必要性」「変更後の就業規則の内容の相当性」「労働組合等との交渉の状況」等の事情に照らして合理的でなければなりません(労働契約法10条)。喫煙禁止の規則を定めるにあたっては、労働契約法や判例による判断枠組みを意識して定める必要があると思われます。



【企業法務ナビより】